

(証券コード 9835)
2024年5月8日

株 主 各 位

島根県益田市遠田町2179番地1

株式会社ジュンテンドー

代表取締役社長 飯塚 正

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第63回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.juntendo.co.jp/ir/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページからの「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2024年5月23日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 島根県益田市遠田町2179番地1
当社本社（ジャストホール）
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第63期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします
- (3) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年5月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年5月23日（木曜日）
午後6時00分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年5月23日（木曜日）
午後6時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXXXXXXXX月XX日
XXXXXXXXXX

日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
郵便コード XXXXX
見本
○○○○○○○

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1、2、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

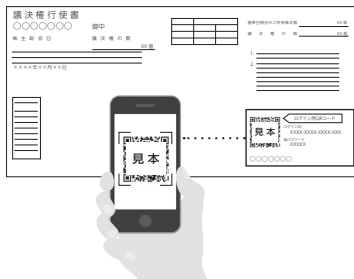
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

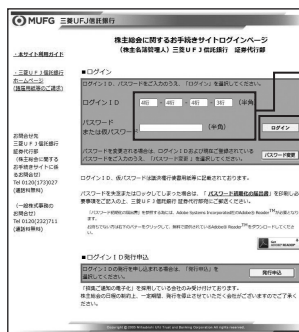
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使について
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

インターネットによる議決権行使の際のご注意

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、インターネットまたは議決権行使書の郵送による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

- ・毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止いたします。
- ・インターネット接続にファイヤーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

ご不明な点がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027 （受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

第 63 期 事業 報告

(2023年 3 月 1 日から
2024年 2 月29日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、物価高の影響により一部弱い動きが見られましたものの、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行されたことによる社会経済活動の正常化と各種イベントの復活の効果から、景気は全体的には緩やかに回復へと向かいました。個人消費につきましても、外出機会増加とサービス消費の復活や賃上げの広がりにより所得環境が上向いたことから、改善の動きが見られました。しかしながら、円安や海外情勢の影響による原油価格の高止まりや食品、日用品等幅広い分野での物価上昇により、実質所得は伸び悩み、本格的な消費回復には至りませんでした。今後の見通しとしましては、不安定な海外情勢による地政学リスクの増大、円安の影響からくる原油価格の高止まりや物流におけるいわゆる2024年問題によるコスト上昇等の要因から物価上昇がさらに進み、実質所得が悪化することにより消費が低迷し、景気が後退することが懸念されます。

営業収益につきましては、「ホームセンターは、農業、園芸、資材、金物、工具、ワーキングの専門店である」の基軸のもと、園芸農業、資材工具関連部門を中心に、継続して商品力の強化に取り組んでまいりました。売上の推移としましては、春から初夏にかけての天候不順や、暖冬による季節商品の伸び悩み等による影響に加え、幅広い分野における物価高による顧客の買い控え等もあり、客数が大きく減少し、前事業年度を下回りました。商品部門別では、家庭雑貨・家庭電器部門では、猛暑、暖冬により衣料洗剤や、殺虫忌避剤が好調だった一方、冬物商品が不振となりました。園芸農業部門では、商品力や鮮度管理強化に継続して取り組んでいることもあり、堅調に推移し、特に刈払機等の園芸機械類や野菜苗、切り花等は継続して好調でした。資材工具部門では、継続してプロユースの取り込みに注力しているところではありますが、市況変化等の影響から、合板等の木材関連商品が伸び悩みました。その他、価格を見直したペット関連商品では、フードを中心に好調に推移いたしました。

売上高減少の他、物価上昇と価格競争の影響を受け、売上総利益は減少し、販売費及び一般管理費におきましては、抑制に努めてまいりましたが、人的投資を重視する施策による人件費の増加や新店投資に伴う減価償却費負担の増加が影響し、営業利益、経常利益、当期純利益とも前事業年度を下回りました。

店舗につきましては、ホームセンター2店の開店と、3店の全面改装を実施し、ホームセンター2店及びブックセンター1店を閉店いたしました。これにより、当事業年度末の店舗数は128店（ホームセンター125店、ブックセンター3店）となり、前事業年度末比1店の減少となりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益（売上高及び営業収入）は446億5千3百万円で、前事業年度比3億1千1百万円（0.7%）の減少となりました。うち売上高は437億6千4百万円で、前事業年度比2億9千3百万円（0.7%）の減少となり、営業収入は8億8千8百万円で、前事業年度比1千7百万円（2.0%）の減少となりました。

商品別売上高では、家庭雑貨・家庭電器が118億7千8百万円で前事業年度比1億1千3百万円の減少、園芸農業・資材工具が236億1千2百万円で前事業年度比1億8千万円の減少、趣味・嗜好が77億2千8百万円で前事業年度比1億4千4百万円の増加、その他の売上が2百万円で前事業年度比微減、関連事業が5億4千2百万円で前事業年度比1億4千3百万円の減少となりました。

損益面におきましては、営業利益は3億1千9百万円で、前事業年度比5億8千7百万円（64.8%）の減少となりました。経常利益は3億1千7百万円で、前事業年度比6億5百万円（65.6%）の減少、当期純利益は1億8千8百万円で、前事業年度比1億9千3百万円（50.6%）の減少となりました。

なお、2024年1月、当社は島根県農業協同組合との間で、協業に向けた協議を開始することに関し、基本合意いたしました。本合意は、協業により双方の持つ経営資源や経営ノウハウを相互に有効活用し、地域の農業を支える基盤として、より高い機能を具備した協力関係を構築することで、当社においては、主力となる農業園芸部門の強化及びロイヤリティの向上を図り、「地方都市、中山間地、離島のなくてはならないインフラになろう」の志・経営理念のもと、「ホームセンターは、農業、園芸、資材、金物、工具、ワーキングの専門店である」を基軸とした事業展開に寄与するものと考えております。

(2) 商品別売上高の状況

(単位 百万円)

区 分	第60期 2021年2月期	第61期 2022年2月期	第62期 2023年2月期	第63期(当事業年度) 2024年2月期
家庭雑貨・家庭電器	13,880 (28.8)%	12,158 (26.4)%	11,992 (26.7)%	11,878 (26.6)%
園芸農業・資材工具	23,922 (49.7)	23,552 (51.1)	23,792 (52.9)	23,612 (52.9)
趣味・嗜好	7,482 (15.5)	7,624 (16.5)	7,584 (16.9)	7,728 (17.3)
その他	3 (0.0)	3 (0.0)	3 (0.0)	2 (0.0)
関連事業	1,081 (2.2)	995 (2.2)	685 (1.5)	542 (1.2)
売上高合計	46,370 (96.2)	44,334 (96.2)	44,057 (98.0)	43,764 (98.0)
営業収入	1,811 (3.8)	1,771 (3.8)	906 (2.0)	888 (2.0)
営業収益(売上高 及び営業収入合計)	48,181 (100.0)	46,106 (100.0)	44,964 (100.0)	44,653 (100.0)

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
 2. ()内数字は、構成比率であります。
 3. 商品別売上高の各構成内容は次のとおりであります。
- 家庭雑貨・家庭電器……………台所用品、家庭用品、日用消耗品、家電製品、
寝装・インテリア等
 - 園芸農業・資材工具……………家庭園芸用品、農業用品、工具・建築金物、
塗料・作業用品等
 - 趣味・嗜好……………ペット用品、オフィス・店舗用品等
 - その他……………消耗品等
 - 関連事業……………書籍・CD・DVD等

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は8億8千4百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当事業年度中に完成した主要設備

名 称	区 分	所 在 地	売場面積 (㎡)	開店年月	内 容
京 丹 波 店	新設	京 都 府 船 井 郡 京 丹 波 町	3,428	2023年4月	ホームセンター店舗
野 上 店	新設	和 歌 山 県 海 南 市	3,178	2023年7月	同 上

② 当事業年度末継続中の主要設備の新設、拡充

名 称	区 分	所 在 地	売場面積 (㎡)	開店(予定)年月	内 容
萩 店	新設 (建替)	山 口 県 萩 市	5,292	2024年11月	ホームセンター店舗

③ 重要な固定資産の除却、売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(4) 資金調達の状況

当事業年度における設備資金は、自己資金及び借入金で賄っております。

(5) 対処すべき課題

国内外における新型コロナウイルスの感染拡大は一定の落ち着きを見せ、株価の上昇等一部に明るい動きがある一方、不安定な国際情勢や気候変動、原材料価格上昇等のリスクも増大しており、日本経済の先行きが不透明な状況は続いております。また、小売業におきましても、継続する人口減少により市場規模が縮小していく中で、業種業態を問わず企業間競争は熾烈を極めております。加えて、人手不足、人口減少社会により、事業にとって必要な人材の確保が難しくなってきております。

こうした状況のもと、当社は次の課題に取り組んでまいります。

「地方都市、中山間地、離島のなくてはならないインフラになろう」の志・経営理念のもとに、「ホームセンターは、農業、園芸、資材、金物、工具、ワーキングの専門店である」の基軸に基づき、商品・販売施策強化と修理、貸出、技術提供等のサービス面の充実を図ってまいります。一方、ブックセンター事業を含め、地域インフラの充実整備に努めます。

事業活動におきましては、人件費単価の上昇に対して生産性を向上することやその他の経費の縮減に努めてまいります。

加えて、財務面におきましても、経営資源を最大限に有効活用し、企業体質及び財務体質の強化に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況

区 分	第60期 2021年2月期	第61期 2022年2月期	第62期 2023年2月期	第63期(当事業年度) 2024年2月期
営業収益 (売上高及び営業収入) (百万円)	48,181	46,106	44,964	44,653
経常利益 (百万円)	2,259	1,261	922	317
当期純利益 (百万円)	1,372	606	382	188
1株当たり当期純利益 (円)	170.18	74.96	47.16	23.29
純資産 (百万円)	11,898	12,454	12,724	12,828
総資産 (百万円)	35,129	34,637	37,879	38,509

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第62期の期首から適用しており、第62期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

下記の1社は子会社であります。重要性が乏しいものとして、連結の範囲から除外しております。

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ジャストサービス株式会社	3,000千円	100%	保険代理業等

(8) 主要な事業内容

当社は住関連用品を販売するホームセンターを中心として、その他に書籍販売を営む小売業であります。

店舗数は2024年2月末現在128店であり、その他に商品保管及び店舗への商品供給を目的として、5箇所の物流センターを運営しております。

その取扱主要品目は、台所用品、家庭用品、日用消耗品、家電製品、寝装・インテリア、家庭園芸用品、農業用品、工具・建築金物、塗料、作業用品、ペット用品、オフィス・店舗用品、消耗品、書籍、CD・DVD等であり、販売方法は、セルフサービス方式を主体とした直営店で店頭現金小売を基本としております。

(9) 主要な営業拠点

- ① 本社（管理本部） 島根県益田市
 ② 営業本部 広島県安芸郡府中町
 ③ 店舗

府 県 名 (店 舗 数)	営 業 店 名
島 根 県 (21店)	川津店、浜田店、大社店、下本郷店、西郷店、江津店、益田店、出雲南店、大田店、横田店、川本店、六日市店、大東店、平田店、飯南店、大庭店、安来店、神西店、ブックセンター大田店、ブックセンター浜田店、ブックセンター高津店
山 口 県 (23店)	東萩店、緑町店、岩国店、平生店、大島店、新南陽店、厚狭店、彦島店、常盤店、徳佐店、菊川店、滝部店、通津店、湯田店、川棚店、光店、厚南店、須々万店、南岩国店、周南店、岩国インター店、深溝店、棕野店
広 島 県 (31店)	熊野店、五日市店、安芸津店、吉田店、黒瀬店、庚午店、沼隈店、千代田店、大崎店、芸北店、仁保店、佐伯店、可部南店、安芸府中店、甲山店、竹原店、大野店、沼田店、庄原店、東城店、高屋店、廿日市店、F C水呑店、吉舎店、音戸店、中庄店、戸河内店、八本松店、大柿店、豊栄店、大竹店
岡 山 県 (13店)	津高店、高梁店、矢掛店、津山店、吉井店、吉備津店、落合店、新見店、御津店、岡山神崎店、茶屋町店、妹尾店、長船店
鳥 取 県 (12店)	用瀬店、郡家店、駅南店、淀江店、安倍店、西倉吉店、久米店、岩美店、境港店、伯耆店、北栄店、浜村店
兵 庫 県 (14店)	神崎店、和田山店、豊岡店、書写店、兵庫春日店、日高店、出石店、稲美店、網干店、山南店、西脇店、社店、柏原店、加西店
京 都 府 (6店)	網野店、綾部店、マイン峰山店、福知山店、西舞鶴モール店、京丹波店
和 歌 山 県 (6店)	古屋店、貴志川店、下津店、高野口店、和佐店、野上店
奈 良 県 (2店)	五條店、西ノ京店

④ 物流センター

県名	事業所数	所在地
広島県	1箇所	東広島市
	1箇所	安芸高田市
	1箇所	山県郡北広島町
兵庫県	2箇所	三木市、篠山市

(10) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
576名	△2名	42.8歳	19.2年

(注) 上記従業員数は、正社員（正社員に準ずる者を含む）の期末在籍者数から、出向派遣者を除き、出向受入者を加えた就業人員を記載しております。また、契約社員133名、パートタイマー714名（期中平均、1日平均8時間換算）は含んでおりません。なお、期末日現在で、出向者の受入はありません。

(11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社 山陰合同銀行	6,645
株式会社 山口銀行	1,548
株式会社 もみじ銀行	1,036
株式会社 中国銀行	1,028
株式会社 三井住友銀行	894
株式会社 日本政策投資銀行	749
株式会社 伊予銀行	707
株式会社 広島銀行	525
株式会社 みずほ銀行	425

(注) 借入金残高の百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 28,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,110,314株 (自己株式 220,850株を除く。)
- (3) 株主数 9,169名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 株	持株比率 %
飯塚 正	2,248,800	27.73
有限会社サンデーズ	1,071,600	13.21
ジュンテンドー社員持株会	365,329	4.50
株式会社山陰合同銀行	365,266	4.50
アイリスオーヤマ株式会社	223,172	2.75
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	149,600	1.84
山 令 子	141,600	1.75
大 田 圭 子	141,200	1.74
J - N E T 株式会社	133,700	1.65
株式会社山口銀行	100,000	1.23

- (注) 1. 当社は自己株式を220,850株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
飯塚 正	代表取締役社長	ジャストサービス株式会社 取締役
小田 恭司	常務取締役 (管理本部長兼ブックセンター 営業部長)	ジャストサービス株式会社 代表取締役社長
重白 定之	取締役 (営業本部長兼商品事業部長)	——
永井 智寛	取締役 (情報システム部長)	——
松浦 誠	取締役 (店舗開発部長)	——
藤井 恭司	取締役 (販売事業部長兼店舗統括部長)	——
尾原 司	取締役 (管理本部副本部長兼総務部長 兼経営企画室長)	——
福富 達朗	取締役 (人事部長)	——
村上 正行	取締役	——
藤山 浩	取締役	——
濱 廣一雄	常勤監査役	ジャストサービス株式会社 監査役
羽柴 克郎	監査役	——
牛尾 義昭	監査役	——

- (注) 1. 取締役村上正行氏及び藤山浩氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役羽柴克郎氏及び牛尾義昭氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役森川修氏及び田中浩司氏は、2023年5月26日開催の第62回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 4. 監査役牛尾義昭氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 取締役村上正行氏及び藤山浩氏、並びに監査役羽柴克郎氏及び牛尾義昭氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

6. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は以下のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
小田 恭司	常務取締役	常務取締役 管理本部長 兼ブックセンター営業部長	2024年3月1日付
尾原 司	取締役 管理本部長 兼総務部長 兼ブックセンター営業部長	取締役 管理本部副本部長 兼総務部長 兼経営企画室長	2024年3月1日付
永井 智寛	取締役	取締役 情報システム部長	2024年3月1日付
藤井 恭司	取締役 販売事業部長	取締役 販売事業部長 兼店舗統括部長	2024年3月1日付

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、社是「関わる人々の幸せに貢献できる会社を創造しよう」と「地方都市、中山間地、離島のなくてはならないインフラになろう」の志・経営理念及び「ホームセンターは、農業、園芸、資材、金物、工具、ワーキングの専門店である」の基軸のもと、地域社会に貢献し長期的な繁栄と成長をすることを目指しております。

報酬体系については、短期的な利益偏重になることなく、上記の実現を図る環境の構築を重視しているため、一時的な利益変動に連動させる報酬体系を採用せず、固定報酬のみを毎月1回支払うものとしております。

各取締役の報酬については、株主総会決議の範囲内で役位に応じて定められた基本報酬をベースに、前期の業績並びに今後の見通しを踏まえ、代表取締役が取締役会に諮って決定しております。

また、各監査役の報酬は株主総会で決定した報酬総額の範囲内において監査役が協議のうえ、決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、この方針に整合していることを確認し決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役については1991年11月25日開催の第30回定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議されており（同定時株主総会終結時の取締役の員数は9名）、監査役については1990年11月26日開催の第29回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております（同定時株主総会終結時の監査役の員数は3名）。

3) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	86,061	86,061	—	—	12
(うち社外取締役)	(6,300)	(6,300)	(—)	(—)	(2)
監査役	16,680	16,680	—	—	3
(うち社外監査役)	(4,800)	(4,800)	(—)	(—)	(2)
合計	102,741	102,741	—	—	15
(うち社外役員)	(11,100)	(11,100)	(—)	(—)	(4)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役7名の使用人分給与等及び賞与54,646千円を支給しております。
 2. 事業年度末日現在の取締役の人数は10名（社内取締役8名、社外取締役2名）、監査役の人数は3名（社内監査役1名、社外監査役2名）で取締役のうち使用人兼務取締役の人数は6名であります。
 3. 当社は2004年5月25日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同定時株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、就任時から2004年2月29日までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める金額を限度としております。

(4) 役員賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社及び当社の子会社のすべての取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における活動状況

氏名	村上 正行
地位	取締役
主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、元公務員として豊富な経験と幅広い知見から、取締役会の審議等に関して必要に応じて適宜質問及び発言を行うなど、コンプライアンス経営の強化に向けた当社の経営方針に関して尽力いただいております。

氏名	藤山 浩
地位	取締役
主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要	2023年5月就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席し、長年にわたる学識経験者としての豊かな経験と深い知見から、当社の経営に関し助言・提言を行っております。上記の中立・客観的な立場からの助言・提言は、当社の経営に反映されております。

氏名	羽柴 克郎
地位	監査役
主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会12回すべて、監査役会12回すべてに出席し、主に司法書士としての専門的知見から、取締役会及び監査役会の審議等に関して必要に応じて適宜質問及び発言を行うなど、中立・客観的な立場から経営を監視していただいております。

氏名	牛尾 義昭
地位	監査役
主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会12回すべて、監査役会12回すべてに出席し、主に税理士としての専門的知見から、取締役会及び監査役会の審議等に関して必要に応じて適宜質問及び発言を行うなど、中立・客観的な立場から経営を監視していただいております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

昉和監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は、2023年5月26日開催の第62回定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	19,000千円

(注) 監査役会は、監査計画と実績の対比及び監査実績の分析・評価の結果を踏まえ、また、職務の執行状況等を確認し、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」等を参考に検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意を行っています。

(3) 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 19,000千円

(注) 1. 上記(2)項及び(3)項の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記(2)項及び(3)項の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当したと認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、「関わる人々の幸せに貢献できる会社を創造しよう」を経営理念としております。お客様に新鮮でより快適な住まいと、暮らしを営んでいただくための生活提案を行い、より良い品をより安く提供することを基本理念として、「お客様に感謝の気持ちと、お客様の立場に立った」いっそうのサービスをすることを行動理念とし生活を応援しております。

当社はこうした経営理念の実現を通して、「地方都市、中山間地、離島のなくてはならないインフラになろう」の志のもと、地域社会に貢献し、また、昨今における急激な経営環境の変化に迅速・的確に適応し、長期的な繁栄と成長を目指しております。

このため、当社は、経営の透明性・健全性を高めるため自己牽制力のある組織に改善するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の確立を実現してまいりました。

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、社是「関わる人々の幸せに貢献できる会社を創造しよう」を経営理念とし、「私たちの誓い」を行動規範として社内に徹底します。

コンプライアンス経営を推進するため全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会（推進室）を設置するとともに、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルを制定しています。

監査室は、会社の業務執行状況を監視し定期的に取り締役会へ報告します。

「社内通報規程」に基づく社内通報制度を制定し、重要な企業倫理違反の早期発見と防止を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他の定例会議の議事録は、文書管理規程に基づき保存、管理を行います。

取締役会議事録、その他の定例会議の議事録は、必要に応じて閲覧ができるよう整備します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危機に関しては、「リスク管理規程」の定めることに基づき常務取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、当社及び子会社全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制の構築を行い、これを運用します。

また、リスク管理委員会は、内部統制委員会、情報管理委員会とリスク管理に関し緊密に連携し、内部統制委員会のもとで適切なリスク対策を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催しています。

また、取締役会規程、職務権限規程において経営会議の先行審議を定められた議案については、経営会議において先行審議したのち、経営会議での意見を付した上で取締役会に付議することとしております。

加えて、取締役会で決議された条件の中で、経営会議において決議・協議を行う条件が付与された案件は、経営会議を開催して決議・協議を行います。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、効率的に執行ができるように定めています。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社企業グループは、「子会社管理規程」を定めコンプライアンスマニュアル及び社内通報制度をグループ共通とし、コンプライアンス委員会がグループ全体を統括するコンプライアンス経営を行います。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため使用人を置くことを監査役が求めたときは、社内に必要な体制をとります。

また、使用人の取締役からの独立性を確保するため、同使用人は監査役の指示に従い職務を行うものとし、その任命、評価等は監査役会と協議して行います。

- ⑦ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人並びに子会社の取締役等は、監査役会と取締役とが、あらかじめ協議し定めた事項について監査役会に報告する体制をとっています。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨を社内に周知徹底します。
- ⑨ 監査役職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き等に関する事項
当社は、監査役職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の手続き等について、速やかに当該費用または債務を処理します。
- ⑩ その他監査役職務執行の実効性を確保するための体制
監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、取締役からの業務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧等を通じ、取締役会の意思決定の過程、及び取締役の業務執行について監査の実効性の確保を図っています。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
当社は市民社会の秩序や安全性に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求は断固拒否し、これらとの係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないことを基本方針とします。
- ⑫ 業務の適正を確保するための体制の運用状況について
上記に記載しています当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況は、定期的に内部統制委員会（前期11回開催）を開催し、運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況を協議・検証し、リスク管理委員会、情報管理委員会と連携し、講じた是正・改善状況及び再発防止策等並びに業務プロセスの整備と運用状況の評価を実施した結果を、半期ごとに取締役会へ報告することで適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、コンプライアンスについては社員階層別研修において講義を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,476,700	流動負債	13,095,018
現金及び預金	1,212,599	支払手形	67,846
売掛金	383,954	電子記録債権	3,831,213
商品	14,206,761	買掛金	2,999,527
貯蔵品	41,589	短期借入金	1,600,000
前払費用	250,960	1年内返済予定の長期借入金	2,737,572
建設協力金	89,524	リース債権	53,694
その他	291,311	未払金	692,637
固定資産	22,032,673	未払費用	407,362
有形固定資産	17,051,846	未払法人税等	91,677
建物	9,315,863	預り金	38,797
構築物	838,777	前受収益	49,983
機械装置	97,478	賞与引当金	153,449
器具備品	680,521	資産除去債	7,143
土地	5,996,722	契約負債	362,501
リース資産	100,122	その他	1,610
建設仮勘定	22,360	固定負債	12,585,616
無形固定資産	322,026	長期借入金	9,222,122
借地権	14,040	リース債権	74,005
ソフトウェア	245,067	預り敷金	263,274
電話加入権	7,238	退職給付引当金	2,372,913
リース資産	11,283	資産除去債	575,876
その他	44,396	その他	77,425
投資その他の資産	4,658,800	負債合計	25,680,635
投資有価証券	364,180	(純資産の部)	
関係会社株	3,000	株主資本	12,701,006
出資金	302	資本	4,224,255
長期貸付金	153	資本剰余金	4,011,275
長期前払費用	690,448	資本準備金	3,999,241
前払年金費用	2,485	その他資本剰余金	12,034
繰延税金資産	413,907	利益剰余金	4,561,355
建設協力金	1,286,640	利益準備金	715,126
敷金の	1,633,911	その他利益剰余金	3,846,229
その他	263,771	別途積立金	1,319,189
		繰越利益剰余金	2,527,039
		自己株式	△95,880
		評価・換算差額等	127,731
		その他有価証券評価差額金	127,731
資産合計	38,509,373	純資産合計	12,828,738
		負債純資産合計	38,509,373

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	額
売上高		43,764,600
売上原価		30,920,884
売上総利益		12,843,716
営業収入		
不動産賃貸収入	548,946	
その他の営業収入	339,966	888,913
営業総利益		13,732,630
販売費及び一般管理費		13,413,434
営業利益		319,195
営業外収益		
受取利息	10,543	
受取配当金	15,217	
受取手数料	6,905	
受取保険金	6,857	
物品売却収入	11,488	
雑収入	29,068	80,082
営業外費用		
支払利息	73,650	
雑損	8,613	82,264
経常利益		317,013
特別利益		
店舗閉鎖損失引当金戻入額	144	
工事負担金等受入額	18,518	
投資有価証券売却益	82,976	101,639
特別損失		
固定資産売却損	1,068	
固定資産除却損	56,989	
減損損	64,091	
リース解約損	220	122,369
税引前当期純利益		296,283
法人税、住民税及び事業税	108,550	
法人税等調整額	△1,184	107,366
当期純利益		188,917

株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
2023年3月1日 期首残高	4,224,255	3,999,241	12,034	4,011,275	715,126	1,319,189	2,459,785	4,494,101
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△121,663	△121,663
当期純利益	-	-	-	-	-	-	188,917	188,917
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	67,253	67,253
2024年2月29日 期末残高	4,224,255	3,999,241	12,034	4,011,275	715,126	1,319,189	2,527,039	4,561,355

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額	
2023年3月1日 期首残高	△95,820	12,633,812	90,753	12,724,566
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	△121,663	-	△121,663
当期純利益	-	188,917	-	188,917
自己株式の取得	△60	△60	-	△60
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	36,977	36,977
事業年度中の変動額合計	△60	67,193	36,977	104,171
2024年2月29日 期末残高	△95,880	12,701,006	127,731	12,828,738

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品……………売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。ただし、配送センター在庫は、移動平均法による原価法によっております。

② 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法によっております。

ただし、1998年4月以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアの減価償却方法は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が2009年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

④ 長期前払費用……………均等償却をしております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 店舗閉鎖損失引当金……………店舗閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（退職一時金制度については5年、確定給付企業年金制度については1年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

①商品の販売にかかる収益認識

ホームセンター事業における店舗での不特定多数の一般顧客への商品の販売を主たる事業とし、これら商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で商品の支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、顧客に対する商品等の提供における当社の役割が代理人に該当すると判断される取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先へ支払う対価の総額を控除した純額で収益を認識しております。

また、これら商品販売の対価は、商品の引き渡し時点から1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

②自社ポイント制度にかかる収益認識

ポイントカード会員に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で履行義務を充足した額を収益として認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

「前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「物品売却収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の「物品売却収入」は11,715千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	17,051,846千円
無形固定資産	322,026千円
投資その他の資産	617,876千円
減損損失	64,091千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)算出方法

当社は、原則として各店舗を基本単位としてグルーピングをしております。また、同一敷地内の複合施設につきましては1つの資産グループとしてグルーピングをしております。

各資産グループについて、継続して営業損益がマイナスとなっている等の減損の兆候が識別された資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計額が帳簿価額を下回るものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は使用価値または正味売却価額のいずれか高い方としております。

(2)主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、売上高の予測を主要な仮定としております。売上高の予測については、各店舗の過去及び直近の売上実績や予算、市場環境等を勘案して見積っております。

3. 翌事業年度の計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りに用いた主要な仮定は、消費マインドの変化や、競合店舗の出店等による商圈環境の変化などの影響を大きく受けるため、不確実性を伴うものであります。したがって、これらの仮定の前提となる状況の変化等により、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保提供資産

(帳簿価額)

土地

3,750,090千円

建物

553,649千円

計

4,303,739千円

担保されている債務

短期借入金及び長期借入金 (1年内返済予定含む)

3,760,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

22,124,689千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権

210千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

営業取引高

営業収入

240千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

8,331,164株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

220,850株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基準日	効 力 発 生 日
2023年5月26日 定時株主総会	普通株式	121,663千円	15円00銭	2023年 2月28日	2023年 5月29日

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株 式 の 種 類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効 力 発 生 日
2024年5月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	81,103千円	10円00銭	2024年 2月29日	2024年 5月27日

5. 当事業年度の末日において会社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

建設協力金及び敷金は主として新規出店時に賃貸物件を利用する際の貸主に対して差し入れる建設協力金及び敷金であり、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに取引先ごとの信用状況を把握する体制をとっております。

営業債務である買掛金、電子記録債務、未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日のものであります。

短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主として設備投資に係る資金調達であります。これらにつきましては、金利動向によっては、利息の負担増など、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。資金調達を行う際は、金利動向を十分に把握して、利息負担を管理する方針であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	335,004	335,004	—
(2) 建設協力金 (※2)	1,376,164	1,371,410	△4,754
(3) 敷金	1,633,911	1,442,230	△191,680
資産計	3,345,080	3,148,645	△196,435
(1) 長期借入金 (※3)	11,959,694	11,847,429	△112,264
負債計	11,959,694	11,847,429	△112,264

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 貸借対照表では流動資産にある、1年以内に償還される建設協力金（貸借対照表計上額89,524千円）も含めて表示しております。

(※3) 貸借対照表では流動負債にある、1年内返済予定の長期借入金（貸借対照表計上額2,737,572千円）も含めて表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	3,000
非上場株式	29,175
合計	32,175

非上場株式については、「資産 (1) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	335,004	—	—	335,004
資産計	335,004	—	—	335,004

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
建設協力金	—	1,371,410	—	1,371,410
敷金	—	1,442,230	—	1,442,230
資産計	—	2,813,641	—	2,813,641
長期借入金	—	11,847,429	—	11,847,429
負債計	—	11,847,429	—	11,847,429

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、取引所の価格によっております。取引所における取引は活発な市場での取引であるため、レベル1の時価に分類しております。

建設協力金及び敷金

国債の利回り等適切で観察可能な指標で割り引いた現在価値により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	18,960千円
賞与引当金	46,740千円
退職給付引当金	722,789千円
契約負債	110,417千円
減価償却費	103,996千円
減損損失累計額	697,374千円
資産除去債務	177,587千円
その他	44,633千円

繰延税金資産小計 1,922,501千円

評価性引当額 △1,393,096千円

繰延税金資産合計 529,404千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△49,076千円
資産除去債務に対応する除去費用	△62,706千円
未収還付事業税	△2,956千円
前払年金費用	△757千円

繰延税金負債合計 △115,497千円

差引：繰延税金資産の純額 413,907千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.46%
(調整)	
住民税均等割	19.98%
評価性引当額	△14.68%
永久差異	0.47%
その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.24%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、灯油給油販売施設について、リース契約により使用しております。

当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額	99,797千円
当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	57,417千円
当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	42,380千円

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位 千円)

		ホームセンター	関連事業	合計
売上高	家庭雑貨・家庭電器	11,878,403	—	11,878,403
	園芸農業・資材工具	23,612,704	—	23,612,704
	趣味・嗜好	7,728,172	—	7,728,172
	その他	2,748	542,572	545,320
営業収入		317,371	22,595	339,966
顧客との契約から生じる収益		43,539,400	565,167	44,104,567
その他の収益		548,310	636	548,946
外部顧客への売上高		44,087,711	565,803	44,653,514

(注) 1. 関連事業の内容は、書籍・CD・DVD等であります。

2. 「その他の収益」は、不動産賃貸収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位 千円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	313,985
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	383,954
契約負債(期首残高)	353,519
契約負債(期末残高)	362,501

契約負債は、当社が発行するポイントカードによるポイントプログラムに入会した顧客(以下「ポイントカード会員」)に対して主に商品の販売時に付与したポイントを履行義務として識別したもののうちの将来のポイント使用見込額であります。契約負債は、主にポイントカード会員が商品の購入時にポイントを使用した時点で収益を認識し、取り崩されます。

なお、当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。また、当事業年度において、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高に重要な変動はありません。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当期末時点で、未充足(又は部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格の総額は362,501千円であります。当該履行義務は、ポイントカード会員に対して付与したポイントの使用に関するものであり、おおむね期末日後1年以内に76%、残りの24%がその後6年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,581円78銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 23円29銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 退職給付関係に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社が採用している退職給付制度は、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度であります。
また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,817,188千円
勤務費用	157,429千円
利息費用	15,776千円
数理計算上の差異の発生額	24,033千円
退職給付の支払額	△142,925千円
退職給付債務の期末残高	2,871,501千円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	436,655千円
期待運用収益	5,458千円
数理計算上の差異の発生額	△7,113千円
事業主からの拠出額	41,694千円
退職給付の支払額	△32,020千円
年金資産の期末残高	444,673千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	464,255千円
年金資産	△444,673千円
	19,582千円
非積立型制度の退職給付債務	2,407,246千円
未積立退職給付債務	2,426,828千円
未認識数理計算上の差異	△56,400千円
未認識過去勤務費用	－千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,370,428千円
退職給付引当金	2,372,913千円
前払年金費用	△2,485千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,370,428千円

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	157,429千円
利息費用	15,776千円
期待運用収益	△5,458千円
数理計算上の差異の費用処理額	14,539千円
過去勤務費用の費用処理額	－千円
確定給付制度に係る退職給付費用	182,286千円
⑤ 年金資産に関する事項	
生保一般勘定	100%
合計	100%
⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
割引率	0.6%
長期期待運用収益率	1.3%
予想昇給率	3.1%

2. 減損会計に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	旧加西店（兵庫県加西市）外合計12店舗等
用 途	店舗等
種 類	土地、建物等

当社は、原則として店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。また、同一敷地内の複合施設につきましては1つの資産グループとしてグルーピングをしております。

主に収益性が低下した上記の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失64,091千円（土地17,859千円、建物35,855千円、器具備品4,607千円、構築物2,998千円、長期前払費用2,059千円、その他711千円）として特別損失に計上いたしました。

資産グループの回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額によっております。使用価値につきましては、将来キャッシュ・フローを1.3%で割り引いて算定しており、正味売却価額につきましては、主として重要な資産は不動産鑑定士による不動産鑑定評価により、それ以外の資産は不動産鑑定評価に準ずる方法等により算定しております。

3. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物等の耐用年数（主に34年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に2.118%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	570,268千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	17,591千円
時の経過による調整額	9,282千円
その他の増減（△は減少）	△14,123千円
期末残高	<u>583,019千円</u>

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年4月17日

株式会社 ジュンテンドー
取締役会 御中

暁和監査法人
広島事務所

代表社員 公認会計士 日浦 裕介
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 田島 崇充

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジュンテンドーの2023年3月1日から2024年2月29日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、コンプライアンス委員会、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を会計監査人から受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「暁和監査法人」の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2024年4月19日

株式会社ジュンテンドー 監査役会

常勤監査役 濱 廣 一 雄 ㊞

社外監査役 羽 柴 克 郎 ㊞

社外監査役 牛 尾 義 昭 ㊞

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円
配当総額は81,103,140円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年5月27日

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって取締役小田恭司氏、取締役永井智寛氏が辞任いたします。つきましては、その補欠として取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定によりほかの在任取締役の任期満了の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
おおいしひでき 大石英樹 (1964年3月15日生)	2019年4月 株式会社山陰合同銀行 退社 松栄株式会社 入社 2020年3月 松栄株式会社 退社 2020年4月 当社入社 理事(現任) 経理部 副部長 2022年5月 経理部長(現任)	一株
《取締役候補者とした理由》 経理部長を務め、銀行業の経験による財務知識により当社の経営を的確公正に遂行できる知識・経験を有しており、当社の経営に貢献できる人物と判断し、新たに取締役候補者としてしました。		

(注) 1.候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2024年6月に当該保険契約を同じ内容にて更新する予定であります。当該保険契約は株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟等により被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金、和解金等を補償の対象としております。候補者が再任または選任された場合には候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
* 1	お だ きょう し 小 田 恭 司 (1959年4月22日生)	1990年4月 当社入社 2006年3月 商品I部長 2016年3月 総務部長兼経営企画室長 2017年5月 取締役 2018年12月 関連営業部ブック担当部長 2019年3月 ブックセンター営業部長 2020年3月 経営企画室長 兼ブックセンター営業部長 2020年5月 管理本部長 2021年4月 ブックセンター営業部長 2022年5月 常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) ジャストサービス㈱代表取締役社長	13,200株
	≪監査役候補者とした理由≫ 商品I部長、総務部長、経営企画室長、管理本部長、常務取締役を努め、営業部門・管理部門での豊富な経験や知識から、取締役の職務執行の監査を的確に遂行し、経営の向上に貢献できる人物と判断し、新たに監査役候補者としました。		
2	う し お よし あき 牛 尾 義 昭 (1947年10月7日生)	2007年7月 福山税務署長退官 2007年9月 税理士事務所開業(現在) 2007年11月 当社顧問税理士 2016年5月 当社監査役(現任)	2,400株
	≪社外監査役候補者とした理由≫ 税理士の資格を有し、当社顧問税理士の実務経験を活かし、財務および会計の専門家として業務執行の適法性を監査するうえで適任であると考えており、中立的・客観的な立場から当社の経営を監視していただけると判断し、引き続き社外監査役候補者としました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
* 3	はしば えり な 羽柴 絵理奈 (1983年8月24日生)	2008年11月 司法書士資格取得 2008年12月 司法書士登録・開業 2014年4月 育児専念のため司法書士登録廃止 2020年5月 司法書士再登録、司法書士事務所開業 (現在)	一株
	<<社外監査役候補者とした理由>> 司法書士の資格を有し、法律の専門家として業務執行の適法性を監査するうえで適任であると考えており、中立的・客観的な立場から当社の経営を監視していただけると判断し、新たに社外監査役候補者としました。		

- (注) 1. *印は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者羽柴絵理奈氏の戸籍上の氏名は山本絵理奈であります。
4. 牛尾義昭氏および羽柴絵理奈氏は、社外監査役候補者であります。
5. 社外監査役候補者の両氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 牛尾義昭氏は、現在社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
7. 当社は、各監査役との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。
- 牛尾義昭氏の再任が承認された場合には、上記契約を継続する予定であります。
- また、小田恭司氏および羽柴絵理奈氏の選任が承認された場合には、上記と同様の契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2024年6月に当該保険契約を同じ内容にて更新する予定であります。当該保険契約は株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟等により被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金、和解金等を補償の対象としております。各候補者が再任または選任された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
9. 当社は、牛尾義昭氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- また、羽柴絵理奈氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2020年5月22日開催の第59回定時株主総会において補欠監査役に選任された土肥暁宏氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、土肥暁宏氏の補欠の社外監査役としての選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の社外監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
とひあきひろ 土肥暁宏 (1954年6月20日生)	2015年7月 広島県北税務署長退官 2015年8月 税理士事務所開業(現在) 2016年4月 当社顧問税理士(現在)	一株
<<補欠の社外監査役候補者とした理由>> 税理士の資格を有し、当社顧問税理士の実務経験を活かし、財務および会計の専門家として業務執行の適法性を監査するうえで適任であると判断し、補欠の社外監査役候補者としました。		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 土肥暁宏氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3. 土肥暁宏氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 土肥暁宏氏が監査役に就任された場合には当社との税理士顧問契約は解消する予定です。

5. 土肥暁宏氏が監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

6. 土肥暁宏氏が監査役に就任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2024年6月に当該保険契約を同じ内容にて更新する予定であります。当該保険契約は株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟等により被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金、和解金等を補償の対象としております。土肥暁宏氏が監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

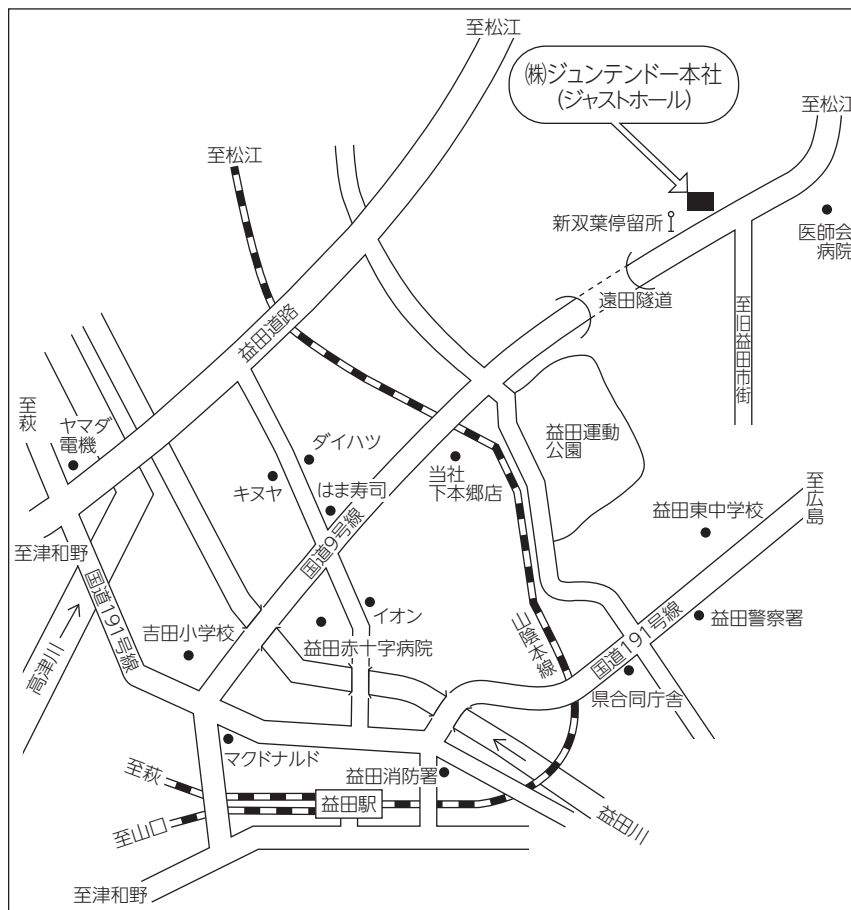
以上

株主総会会場ご案内略図

島根県益田市遠田町2179番地1

当社本社 (ジャストホール)

電話 0856-24-2400 (代表)



(交通) JR益田駅から石見交通バスで土田、浜田行の新双葉停留所下車徒歩1分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。